

○埼玉県公安委員会公印規程

昭和 36 年 9 月 21 日

公安委員会規程第 2 号

公安委員会委員長

埼玉県公安委員会公印規程を次のように定める。

埼玉県公安委員会公印規程

(目的)

第 1 条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において公文書に使用する公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種別及び制式)

第 2 条 公印の種別及び制式は、別表 1 のとおりとする。

(公印の保管等)

第 3 条 公印の保管責任者、保管個数及び使用区分は、別表 2 のとおりとする。

2 保管責任者は、所属の次席又は附置機関の長を取扱責任者に指定し、自己の保管に係る公印の保管及び取扱いをさせることができる。ただし、警察本部の所属の保管責任者は、分庁舎等において使用する場合であって、特に必要があると認めるときは、当該所属の警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員を取扱責任者に指定し、自己の保管に係る公印の保管及び取扱いをさせることができる。

3 警察署の保管責任者及び取扱責任者は、執務時間内において、当該警察署の課長又は課長代理を取扱者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。この場合において、保管責任者及び取扱責任者が保管すべき設備を指定したときは、前条に定める第 7 号印に限り、執務時間外も引き続き当該設備に保管しておくことができる。

一部改正〔昭和 39 年第 3 号、令和 5 年第 9 号、6 年第 3 号〕

(公印の登録)

第 4 条 公印は、全て別表 3 の公印登録簿にその印影を登録しなければならない。

2 前項の公印登録簿は、総務部総務課において保管するものとする。

一部改正〔昭和 60 年第 2 号、63 年第 1 号、平成元年第 1 号、27 年第 10 号〕

(公印の取扱等)

第5条 保管責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「保管責任者等」という。）は、公印の保管使用等について、適正な取扱いを図らなければならない。

2 保管責任者等は、公印を使用しないときは、施錠設備のある机等に収納して厳重に保管し、紛失、盗難、不正使用等の事故防止に努めなければならない。

3 取扱責任者及び取扱者は、保管責任者の指揮を受けて公印の取扱いを行い、保管責任者に対して責任を負うものとする。

一部改正〔昭和51年第1号、平成27年第10号、令和5年第9号〕

（公印の使用）

第6条 公印の使用は、次の各号によるものとする。

(1) 第2条に定める第1号印及び第2号印は、決裁を経た原議を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に呈示して押印を受けるものとする。

(2) 前号以外の公印は、保管責任者等が押印するものとする。ただし、保管責任者等は、業務の遂行に必要な場合に限り、部下職員に押印させることができる。

一部改正〔昭和51年第1号、60年第2号、63年第1号、令和5年第9号〕

（印影の印刷）

第6条の2 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、様式1により公安委員会の承認を受けなければならない。

2 印影を印刷した用紙は、厳重に保管し、不用となったときは、当該用紙を破砕、溶解、焼却等他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

追加〔昭和44年第2号〕、一部改正〔昭和51年第1号、平成元年第1号、16年第2号、令和5年第9号〕

（電子印）

第6条の3 電子計算機を利用して文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を当該文書に出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 電子印を使用しようとするとき又は電子印を使用する必要がなくなったときは、様式2により公安委員会の承認を受けなければならない。

3 電子印の使用に当たっては、印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

4 文書に出力する電子印の色は、朱色又は黒色とする。

追加〔令和 5 年第 9 号〕

（公印の新調、改刻、廃止等）

第 7 条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、様式 3 により総務課長を経由し公安委員会に申請しなければならない。

2 保管責任者は、公印に関し紛失その他の事故が生じたときは、速やかに総務課長を経由し公安委員会に報告しなければならない。

一部改正〔昭和 51 年第 1 号、60 年第 2 号、平成元年第 1 号、令和 5 年第 9 号〕

（公印の廃棄）

第 8 条 総務課長は、改刻、廃止等によって使用しなくなった公印については、登録を取消すとともに、公印登録簿に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

一部改正〔昭和 60 年第 2 号〕

（公印の点検）

第 9 条 総務課長は、公印を保管する所属に対して、保管本数及び管理状況の点検を行わせるものとする。

追加〔令和 6 年第 3 号〕

附 則

1 この規程は、公布の日〔昭和 36. 9. 21〕から施行する。

2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、この規程により定められたものとみなす。

附 則（昭和 37 年 6 月 13 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 37 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 5 月 29 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 38 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 7 月 30 日公安委員会規程第 3 号）

1 この規程は、昭和 39 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和 39 年 9 月 2 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 39 年 9 月 6 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 11 月 10 日公案委員会規程第 5 号）

1 この規程は、昭和 40 年 11 月 25 日から施行する。

2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和 41 年 10 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 2 月 22 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、昭和 42 年 3 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和 43 年 4 月 17 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、公布の日〔昭和 43. 4. 17〕から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年 3 月 8 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 44 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 7 月 9 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 44 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 18 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 7 月 8 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 45 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 14 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 11 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 23 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 48 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 23 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 6 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 10 月 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 11 日公安委員会規程第 1 号抄）

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 15 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 7 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 2 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成元年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 年 8 月 22 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 27 日公安委員会規程第 3 号抄）

1 この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 17 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 18 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 25 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 10 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 23 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 28 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の埼玉県公安委員会公印規程別表 2 の 7 号印の部交通部駐車対策課長の項使用区分の欄中「道路交通法」とあるのは、平成 17 年 4 月 1 日から道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は「道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）第 3 条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 17 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 9 日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和元年 9 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 15 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【様式別表省略】